

大原大学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2020（平成32）年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、大原学園を母体とし、専門職大学院が制度化されたのを契機に2006（平成18）年4月に会計研究科のみの単科大学院大学として開学した。東京都千代田区にキャンパスを有し、「会計の第一線で活躍する、より高度な会計専門職業人を輩出すること」を大学の使命と考え、今日の教育・研究活動を展開している。

なお、会計研究科は、2010（平成22）年度に本協会の専門職大学院認証評価を受けており、それ以降の改善状況を踏まえて、大学評価（機関別認証評価）の観点から評価を行った。

1 理念・目的

貴大学は、『学術的研究の実践』、『実務的技能の習得』、『職業倫理の醸成』を教育の柱とし、より高度な会計専門職業人を育成することによって社会に貢献すること」を教育の理念に掲げ、この理念を実現できる人材を育成することを目的としている。大学の目的は、「大原大学院大学学則」に明記するとともに、これらの理念・目的をホームページおよび『大学案内』等を通じて、周知・公表している。また、教務委員会、教授会における検証を経て、2011（平成23）年には養成する人材像を「①公認会計士、②企業及び公的機関の財務部門のスペシャリスト、③税務のスペシャリスト」と定め、これをホームページおよび『大学案内』に明記している。

2011（平成23）年度までは、必要に応じ理念・目的の適切性を教務委員会で検討し、教授会で承認を得るという手続きを行ってきたが、今後は毎年度、自己点検・評価委員会、教務委員会において検討する予定であるので、適切な検証プロセスが機能するよう期待したい。

2 教育研究組織

貴大学は、「高度会計専門職業人の養成」という大学の理念・目的に基づいて設立された1研究科1専攻（会計研究科・会計監査専攻）の専門職大学院である。

教育研究組織の適切性は、自己点検・評価委員会において自己点検をする中で必要に応じて検証を行っている。同委員会において課題が挙げた際は、「将来計画検討委員会」が当該課題の対策を検討することになっている。

3 教員・教員組織

「研究上の業績や高度の実務能力などを有すること、高度の教育上の指導能力を有すること」など、教員に求める能力・資質を「大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程」に定めている。なお、教員組織の編制方針は「大学の理念・目的および教育目標を実現するために編制すること」を基本方針として掲げ、教員組織の規模や教員構成をより具体的に示した編制方針を策定している。教育上主要と認められる授業科目には原則として専任の教授または准教授を配置し、実践性を重視する科目には実務家教員を配置しており、方針は教員組織の実態とも整合性が取れている。

組織的な教育を実施するため、教育課程の7系列の分野において、それぞれ責任者を配置し、これを教務委員長が統括しており、必要な役割分担、責任の所在は明確である。また、専任教員数は法令に定める必要数を満たし、専任教員のうち実務家教員の割合も3割以上採用している。ただし、年齢構成は、専任教員12名中70歳以上の教員が5名(42%)を占めており、平均年齢が高い傾向にあるので、人事採用計画の策定のもと、適正な構成となるよう改善が望まれる。

教育・研究その他、教員の資質向上のため、『研究年報』の発行およびファカルティ・ディベロップメント(FD)研修会を開学後2回行っているものの、包括的な資質向上に向けた取り組みとしては不十分であり、改善が望まれる。また、教員の教育・研究活動の評価や教員組織の適切性についても、「将来計画検討委員会」における検証が進んでいないため、教員が教育・研究活動に専念できるよう、これらの取り組みや検証を行うことが望まれる。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

「学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理感を備え、国際感覚を身につけた高度会計専門職業人として社会に貢献できる人材となることを到達目標とし、所定の単位を修得した者に学位を授与すること」を学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)として掲げている。また、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)として、「高度会計専門職業人の養成という教育上の目的を達成するため、授業科目を3つに分類し、段階的に学修する」と定め、いずれも『会計研究科ガイドブック』やホームページなどで、社会一般に対して周

知・公表している。

2011（平成23）年に養成する人材像を具現化したことにあわせ、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を改定しており、これらは連関している。

これら方針の適切性については、社会からの要請、会計大学院協会での議論、学生の要望等を踏まえ、不定期に教務委員会において検証を行ってきたが、本年度から毎年見直しを行うように改善したところであり、定期的かつ適切に検証を行うことが望まれる。

（2）教育課程・教育内容

教育課程の編成・実施方針を踏まえ、理論教育と実務教育を適切に組み合わせたカリキュラムを組んでいる。具体的には、会計監査の主要分野として7系列の分野を設け、各系は、基本科目、発展科目、応用・実践科目の3段階で編成しており、学生が年次を追って基本科目から発展科目、そして応用・実践科目へと段階的に理解・修得することができるように科目を体系的に設置している。また、急速に進展する会計の国際化に向け、国際性を身につけるための科目として「英文会計」「国際財務報告基準概論」の2科目を設置している。さらに、『会計研究科ガイドブック』等では、カリキュラムの解説や履修モデルを学生に提示している。

教育課程の適切性については、「将来計画検討委員会」で総合的に検証したうえで、具体的なカリキュラム等の編成については教務委員会が検討し、その後の改善につなげていく仕組みが取られている。実際に、2012（平成24）年度入学生からカリキュラムを改正し、「国際財務報告基準（IFRS）に関する科目」や「ビジネスプレゼンテーション科目」を増設した。

（3）教育方法

学修段階に応じて、基本科目では講義中心の授業、発展科目では講義とともにディスカッションを行うなど演習要素を取り入れた授業、応用・実践科目では事例・判例等を研究題材とした学生にプレゼンテーションを行わせる演習方式の授業を展開している。単位は、そうした授業形態を考慮し、単位制度の趣旨に沿って設定している。

シラバスは統一した書式で作成され、学生にあらかじめ示しており、学生の予習・復習を含めた学修が十分に行われるように、また、その記載内容に基づいた授業が展開できるように、明確な責任体制のもと、適切に検証を行い、改善につなげる努力が見受けられる。

また、「FD委員会」の責任のもと、全教員を対象にした授業参観や、授業科目ごとに行う学生による授業アンケートを実施し、授業改善に向けた取り組みを行って

いる。加えて、2012（平成24）年度には、教育内容の充実を図ることを目的に、学生生活全般、授業科目、学習環境などについて修了生と教員による意見交換会を実施しており、今後その結果を教育内容や教育方法の改善に生かすことが期待される。

（4）成果

課程修了の認定は教授会の議を経て学長が行うことを「大原大学院大学学則」に規定し、『会計研究科ガイドブック』に学則本文を掲載することにより、学生にも明示している。実際の学位授与の手続きは、教務委員会が修了要件を確認し、その後、教授会での審議を行っている。

学生の学習成果は、高度会計専門職業人としての就職実績から測定しているが、就職実績のみをもって課程修了時の学習成果を測ることは、必ずしも十分ではない。学位授与方針で求めている知識・能力をどのように測定するのかを検討し、評価指標の開発に努めることが望まれる。

5 学生の受け入れ

課程修了後、4つの分野において活躍を目指す学生像を明記した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めており、同方針はホームページおよび『入学試験要項』等において公表している。また、入学者が修得しておくべき知識として、日本商工会議所簿記検定試験2級合格に相当する素養を求めている。

入学者選抜は、一般入試、自己推薦入試、学校推薦入試および特別奨学生選抜入試を行っている。これらの実施方法・内容は、学生の受け入れ方針に合致したものである。

また、「入試委員会」が責任主体となり、学生の受け入れ方針や選抜方法のあり方を検証し、これを教授会で審議、決定する手続きが採られている。

しかし、学生の受け入れ状況は、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率がいずれも著しく低い。定員管理の観点から、早急な改善が強く求められる。なお、カリキュラムの改正、特別奨学金制度や留学生に対する授業料減免制度の導入、日本語学校訪問による留学生の取り込み活動等を行い、入学者の確保に努めているので、その成果に期待したい。

6 学生支援

学生支援の全般的支援体制について、「担任制度により、学生生活全般を学年担任教員が指導・助言を行う」ことを方針として定め、さらに修学支援、生活支援、進路支援のそれぞれについても教授会で審議・決定し、明確な方針を掲げている。

修学支援は、留年者および休・退学者への対応として、学年担任教員が面談を行っ

て、学生担当の職員とともに必要な助言指導を行い、学生委員会あるいは教務委員会に報告している。なお、補習・補充教育に関しては特別の対応は行っていないが、課外学習として大原学園が開講している資格試験受験講座の無料受講制度を設けている。

生活支援は、学年担任教員により学生生活への助言・指導が行われているが、心身の健康に関して相談する医師・カウンセラー等は配置していない。ハラスメントについては規程を整備して委員会を設置しているほか、学生に配布する『会計研究科ガイドブック』に相談先を掲載する等、防止策と対処について必要な措置を講じている。また、経済的支援は、大学独自の奨学金の他、日本学生支援機構奨学金への推薦、学費の延納制度等が講じられている。

進路支援は、大学独自の組織を設置しておらず、学生担当の職員および大原学園就職部職員が就職指導にあたり、説明会なども実施している。しかしながら、実態として教員による個別対応が中心となっており、大原学園の就職部は学生にあまり活用されていないので、学生の要望に応えられるよう、進路支援の体制と方法について改善することが望まれる。

これらの学生支援に関する取り組みは、方針に沿うものであるが、責任主体である学生委員会が取り組みの状況を検証し、恒常的に支援体制を見直すことが望まれる。

7 教育研究等環境

施設アンケートを行い、学生の要望を聴取して施設の改善に取り組むとともに、サービス改善の策を講じるなど、施設等の整備状況の改善に努めている。講義室、自習室等、教育・研究上必要な施設・設備はおおむね整備されているが、図書室については蔵書数の少なさに加えて、開室時間も短く、学生に十分利用されていない。図書資料を計画的に整備するとともに、他大学等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備を進め、図書室・学術情報サービスを充実させることが望まれる。

専任教員の研究室は1人1室ではあるが、個室として完全に仕切られてはいないため、研究室としての本来の環境整備が十分ではなく、学生との個別相談等に支障をきたす可能性があるため、教員がさまざまな業務に専念できる研究室となるよう改善が望まれる。また、教員の研究費は支給されているが、サバティカル制度等を設けるなど、研究に専念できる研究機会の保障とともに研究支援体制の一層の充実が望まれる。

研究倫理の遵守のために、「大原大学院大学研究倫理規準」に基づき、「研究倫理委員会」から教員への働きかけを行う予定である。

教育研究等環境全般に関する適切性については、「施設委員会」「図書委員会」のもとに必要な改善方向を検証し始めているが、学生の学修、教員の教育研究等環境

の整備に関する方針が定められていないので、今後は方針を明確にし、方針に即した検証活動を行うことが望まれる。

8 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献に関する方針については、「地域社会・国際社会への協力方針」および「産・学・官との連携」として、①人材の裾野の拡大、②社会交流、③教育研究上の成果の社会発信・還元、④自治体等の政策形成の寄与、⑤社会的組織体との連携、⑥企業との共同研究・受託研究の6つを掲げている。これらは「将来計画検討委員会」において作成し、教授会で承認している。

しかし、実際の社会貢献活動は、開学以来春と秋の年2回開催の全国大学対抗簿記大会や開学後3回開いた公開講座、2件の受託研究・共同研究の実績にとどまっている。また、外部組織等との連携を図りつつ、社会貢献を果たす方向性についても、その検討は未だ不十分である。貴大学の教員体制を勘案したとしても、社会連携・社会貢献の内容について、具体的に実行していく体制を整え、方針に基づいた社会連携・社会貢献が行われるよう、今後のさらなる取り組みが望まれる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

学長が大学の全般に関する事項を掌り、教授会を最高意思決定機関としており、さらに、学校法人大原学園の理事である学長および事務局長が教授会に出席することで、法人組織・教学組織との連携が可能となる仕組みとなっている。意思決定のプロセスとしては、必要に応じて理事会等法人組織が決定することもあるが、通常は教授会を中心に重要事項を審議・決定し、特定の具体的事項については教授会の諮問機関である各種委員会において適宜審議し、教授会に上程する仕組みを設けている。また、運営組織やその権限・責任など、管理運営に関しての学内諸規程を定め、必要に応じて改定している。

事務組織は、大学院としての管理運営の固有業務を大学部門の職員が担当し、その他の一般事務は法人事務部門の職員が兼務している。職員の資質向上に向け、学内の研修会は行われていないが、外部機関が開催する研修会への出席を積極的に勧めており、研修終了後の報告会の実施、報告書の作成を義務付けている。また、人事考課は、法人人事部が行う人事考課法を導入しており、事務局長との面接により職員の意欲向上を図っている。

予算編成は、事務局が次年度の予算配分案を作成し、これを学長および研究科長が確認・了承した後、理事会に提案し、決定している。毎年度、独立監査人により業務や財産状況の適正性について調査を受けており、監事は「学校法人大原学園監

事監査規則」に則り業務監査を行っている。

なお、管理運営の基本方針が明文化されておらず、さらに中長期的な大学運営のあり方や将来の方向性について明確に定めていないため、今後は方針を策定したうえで、大学の将来像等を検討する体制を構築していくことが望まれる。

(2) 財務

貴大学の収入構造は学生生徒等納付金が大半を占めているが、2011（平成 23）年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.30 となっている。また、これを補う寄附金、研究資金等の外部資金の導入については成果がほとんど見られない。そのため、収容定員の未充足が財務基盤を直接圧迫している。一方、消費支出は帰属収入の約 4 倍にのぼっており、大学単体ではすでに資金不足の状態となっている。

もとより貴大学は、法人の行う会計教育の質を高める目的で設置された組織であり、一定程度の支出超過は内部補填することが前提とされている。また、法人の財政に占める貴大学の比率は小さく、大学の収支不均衡や資金不足の状態が、ただちに法人の財政に影響を及ぼすものではない。

しかしながら、入学者数は漸減傾向にあり、貴大学の 2010（平成 22）年度の帰属収入は 2006（平成 18）年度の 63.5%まで落ち込んでいる。これに連動させるように、教員人件費、教育研究経費などの支出も削減されている。このままでは教育・研究活動の水準維持が困難になり、公認会計士試験の実績低下やさらなる入学者の減少など、悪循環に陥ることが懸念される。

こうした現状を打開するために、特別奨学生選抜入試など入試制度の改善に取り組んでいることは評価できるが、それ以外には、実効性のある中長期的財政計画が示されていない。したがって、設立の理念を実現し、教育目標を達成するために必要な財務基盤を確立させるには、甚だ不十分である。

10 内部質保証

「大原大学院大学自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検・評価委員会が中心となり、2009（平成 21）年度から自己点検・評価作業が行われている。また、2006（平成 18）年 1 月の大学設置認可時と翌 2007（平成 19）年 1 月の設置計画履行状況等調査時に、文部科学省から求められた留意事項については適切に対応しており、「設置に係る留意事項実施状況報告書」をホームページで公開している。

2011（平成 23）年度からは、本協会の経営系専門職大学院認証評価において指摘された事項を踏まえ、「将来計画検討委員会」で議論し、改善へ向けた方針を決定して、各委員会に改善策の具体的な策定を委託することにより、PDCAサイクルの整備に取り組んでいる。

大原大学院大学

しかし、専任の教職員が少ないこともあり、認証評価の申請に向けた自己点検・評価や、そこで指摘された問題点への対応には追われているのが実情で、定期的に自主的な自己点検・評価が実施されるまでにはいたっていない。学外からの意見を反映させる仕組みの導入も含め、内部質保証を確実に実行するための体制やシステムを整備することが重要な課題である。

情報公開については、2011（平成23）年に「大原大学院大学情報の公開に関する要項」を定めているものの、財務関係書類および「学校教育法施行規則」において公表することが求められている教員の保有学位について、ホームページでの情報公開が行われていないため、受験生を含む社会一般に対して、公表するよう改善が望まれる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2016（平成28）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 努力課題

1 教員・教員組織

1) 教員の資質向上を図るための取り組みは、『研究年報』の作成および外部有識者等を講師としたFD研修会（開学後2回）の実施のみであり、包括的な資質向上に向けた取り組みが不十分であるので、改善が望まれる。

2 学生支援

1) 学生担当の職員および大原学園就職部職員による就職支援は十分ではなく、学生にもあまり利用されていないことから、学生の要望に応えられるキャリア指導や体制を整備することが望まれる。

3 教育研究等環境

1) 図書室は蔵書数が少なく、学生が学習するうえで必要となる図書や学術情報サービスが十分ではないので、図書室サービスを充実させるよう改善が望まれる。
2) 専任教員の各研究室は機能上、環境整備が十分ではなく、学生との個別相談等に支障をきたす可能性があるため、教員がさまざまな業務に専念できる研究室となるよう改善が望まれる。

4 管理運営・財務

(1) 管理運営

- 1) 開学以来、収容定員の未充足状況が常態化している中、中長期的な大学運営のあり方や将来の方向性についての検討が行われていないので、これらを明確にするとともに、教職員が一丸となり実効性のある改革に取り組むことが望まれる。

(2) 財務

- 1) 在籍学生数の減少に伴って経費の削減が行われているが、これが教育の質の低下につながることは避けなければならない。また、収支の不均衡状況から見て、当面内部補填に依存するのはやむをえないが、これをどの程度まで行い、運営を支えていくのか明確な方針を定めるべきである。こうした観点を盛り込みながら、貴大学の維持発展のための中長期的財政計画を速やかに策定することが望まれる。

5 内部質保証

- 1) 定期的かつ自主的な自己点検・評価が実施されておらず、学内の諸活動に対する内部質保証を確実に実行するための体制やシステムが整備されていないので、改善が望まれる。
- 2) 財務関係書類および「学校教育法施行規則」において公表することが求められている教員の保有学位について、ホームページでの情報公開が行われていないため、受験生を含む社会一般に対して、公表するよう改善が望まれる。

二 改善勧告

1 学生の受け入れ

- 1) 会計研究科の過去5年間の入学定員における入学者数比率の平均が0.42、収容定員に対する在籍学生数比率が0.30といずれも低いので、早急に是正されたい。

以 上